

佐倉市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市防災会議条例（昭和37年佐倉市条例第21号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、佐倉市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、会議の必要があると認めるとき又は委員から要求のあったときは、会議を招集するものとする。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の職務代理)

第3条 条例第3条第4項の規定により会長に事故があるときにその職務を代理する者としてあらかじめ指名する委員は、副市長の職にある委員とする。

- 2 会長及び副市長の職にある委員に事故があるときは、次の順序で該当する委員が会長の職務を代理する。

第1順位 企画政策部長の職にある委員

第2順位 総務部長の職にある委員

(権限の委任)

第4条 委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、当該委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(会議を非公開とする決定)

第5条 会議の全部又は一部が佐倉市情報公開条例（平成13年佐倉市条例第2号）第28条各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とする旨を、原則として会議開催日の1週間前までに、会長が決定するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により非公開とする旨を決定したときは、その理由を明らかにし、会議に報告しなければならない。

(専決処分)

第6条 会長は、災害が発生した場合で、やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進することについて専決処分をすることができる。

- 2 会長は、前項に定めるもののほか、防災会議の権限に属する事項のうち次に掲げるものについて、専決処分をすることができる。
- (1) 関係行政機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
 - (2) 佐倉市地域防災計画に記載した市の組織及び所掌事務に関する修正を行うこと。
 - (3) 佐倉市地域防災計画に記載した名称、住所、電話番号、資料等の軽易な修正を行うこと。
 - (4) その他会議によりあらかじめ決定した事項に関すること。
- 3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の会議で報告し、又は文書により委員に報告しなければならない。

(異動の報告)

第7条 委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(議事録)

第8条 会長は、会議の終了後、速やかに議事録要旨を作成し、これを公表するものとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、市民部防災防犯課において処理する。

附 則

この要綱は、平成20年3月19日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日決裁23佐総第1836号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。